

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の実施状況	平成 25 年度の実施状況及び実施予定
	厚生労働省		○自殺予防総合対策センターにおいて、中学校で教員が実施するための自殺予防教育プログラムの開発を予定。
(4)大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進	厚生労働省	○仮設住宅に「介護等のサポート拠点」を設置し、高齢者への総合相談、居住介護サービスを実施。 ○岩手、宮城、福島3県に設置された「心のケアセンター」において、専門職による訪問支援等を実施。 ○市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、専門職等による見守り活動や、交流の場の提供等を支援。 ○雇用のミスマッチ解消のため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援や、機動的な職業訓練を実施。	○仮設住宅における「介護等のサポート拠点」の運営等を推進し、高齢者への総合相談、居住介護サービスを実施。 ○岩手、宮城、福島3県に設置された「心のケアセンター」において、専門職による訪問支援等を実施。 ○市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、専門職等による見守り活動や、交流の場の提供等を支援。 ○雇用のミスマッチ解消のため、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援や、機動的な職業訓練を実施。
	経済産業省	被災事業者に対する支援として、中小企業・小規模事業者向けの融資保証を通じた資金繰り対策や、震災支援機構及び産業復興機構等による中小企業者等の二重ローン問題への対応、中小企業等グループの施設等の復旧・整備に対する補助制度等による被災事業者の事業再開支援を実施。	被災事業者に対する支援として、中小企業・小規模事業者向けの融資・保証を通じた資金繰り対策や、震災支援機構及び産業復興機構等による中小企業者等の二重ローン問題への対応を継続するとともに、制度拡充を行った中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用等により、被災地における産業の再生や商店街等の本格復興を図る。
	内閣府	「災害時要援護者の避難支援業務及び被災者のこころのケアに係る説明会」を実施(平成24年6月15日)。	
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組			
(1)精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療従事者自殺予防研修、心理職自殺予防研修を実施。また各地の研修に協力。 ○多職種チームによる訪問支援(アウトリーチ)を行う、精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。 ○認知療法・認知行動療法について、医師等精神科医療従事者を対象に、実施者養成のための研修を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療従事者自殺予防研修、心理職自殺予防研修を実施。また各地の研修に協力予定。 ○多職種チームによる訪問支援(アウトリーチ)を行う、精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。 ○認知療法・認知行動療法について、医師等精神科医療従事者を対象に、実施者養成のための研修を実施予定。
(2)うつ病の受診率の向上	厚生労働省	精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施。	精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施。

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の実施状況	平成 25 年度の実施状況及び実施予定
(3) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】	—		
(4) 子どもの心の診療体制の整備の推進	厚生労働省	○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う、子どもの心の診療ネットワーク事業を実施。	○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う、子どもの心の診療ネットワーク事業を実施予定。
(5) うつ病スクリーニングの実施	厚生労働省	市町村において介護予防等事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施。	市町村において介護予防等事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施予定。
(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	厚生労働省	○依存症対策の推進のため、「地域依存症対策推進モデル事業」、「依存症回復施設職員研修事業」を実施。 ○アルコール問題普及啓発リーフレットの普及や研修や相談活動等での活用を図る。	○依存症対策の推進のため、「地域依存症対策支援事業」、「依存症回復施設職員研修等事業」を実施。 ○アルコール問題普及啓発リーフレットの普及や研修や相談活動等での活用を図る。
(7) 慢性疾患患者等に対する支援	厚生労働省	○看護職員資質向上推進事業の中堅看護職員実務研修のうち、専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業を実施。【研修修了者 267 名（がん 187 名、糖尿病 80 名）（平成 25 年 2 月 19 日時点）】	○看護職員資質向上推進事業の中堅看護職員実務研修のうち、専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業を実施し、看護師の資質の向上を図る。
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組			
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信	内閣府	○「こころの健康相談統一ダイヤル」の全国的な運用に向け、対象地域を拡大。 ○地域自殺対策緊急強化基金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実。	○「こころの健康相談統一ダイヤル」の全国的な運用に向け、対象地域を拡大予定。 ○地域自殺対策緊急強化基金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実。 ○インターネット等を活用した支援情報の提供方法等についての調査研究を実施予定。
	厚生労働省	24 時間 365 日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々からの相談を受け、具体的な解決につなげるための寄り添い支援を行う相談支援事業を実施。	24 時間 365 日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々からの相談を受け、具体的な解決につなげるための寄り添い支援を行う相談支援事業を実施。

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の実組状況	平成 25 年度の実組状況及び実施予定
(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	金融庁	多重債務者相談強化キャンペーンを実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会等を開催（平成 24 年 9 月～12 月）。	引き続き、多重債務者相談強化キャンペーンを実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会等を開催予定。
	消費者庁	各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施。	引き続き各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施予定。
	厚生労働省	低所得者世帯等に対し、世帯の自立を促進する観点から、各種資金の貸付と併せて必要な相談支援を提供する生活福祉資金貸付制度を着実に実施。	低所得者世帯等に対し、世帯の自立を促進する観点から、各種資金の貸付と併せて必要な相談支援を提供する生活福祉資金貸付制度を着実に実施。
(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省	<p>○ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の設置拠点を拡充（110 か所→116 か所）するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化。</p> <p>○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安から、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応。</p>	<p>○サポステの設置拠点を拡充するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」を行い学校との連携体制を構築して在学生・中退者支援を推進することにより、若者がニートになることを未然に防止。</p> <p>加えて、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援。</p> <p>○ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を、25 年度も引き続き実施。</p>
(4) 経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省	<p>○引き続き、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。</p> <p>○47 都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、中小企業における事業の再生に関する相談から再生計画の策定支援まで対応</p> <p>○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）」</p>	<p>○引き続き、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。</p> <p>○47 都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、中小企業における事業の再生に関する相談から再生計画の策定支援まで対応</p> <p>○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）」制度</p>

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
		<p>制度」を実施。</p> <p>○引き続き、「新創業融資制度」の着実な実施と広報に努める。</p> <p>○引き続き、各都道府県に設置されている「下請け駆け込み寺」（全国 8 か所）において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応。</p> <p>○平成 23 年 3 月 31 日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」について、平成 24 年 4 月 1 日からも継続。</p>	<p>を実施。</p> <p>○引き続き、「新創業融資制度」の着実な実施と広報に努める。</p> <p>○引き続き、各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」（全国 48 か所）において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応。</p> <p>○平成 23 年 3 月 31 日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」について、平成 25 年度についても継続して実施。</p>
(5) 法的問題解決のための情報提供の充実	法務省	<p>○東日本大震災関連専用のフリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）を継続し、震災に係る法的な問題に対して、法制度や相談窓口の紹介を行う一方、震災によって、経済的・社会的問題から精神的に追い詰められた方からの問い合わせについても、適切な窓口の紹介を行っている。</p> <p>○被災地に設置した臨時出張所において、消費者庁・国民生活センターと連携して、司法書士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施した。</p> <p>○日本弁護士連合会と連携・協力して、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における相談会を共催し、自殺要因となる多重債務問題・労働問題等に対する無料法律相談を実施した。また、民事法律扶助及び東日本大震災法律援助事業の周知徹底に努め、法律相談を契約弁護士・司法書士による援助につなげることで、問題解決を図った。</p> <p>○インターネット広告及びパンフレットやリーフレット等の配布等を実施し、法テラスの認知度の向上と業務内容の理解を促す。</p>	<p>○自殺の要因ともなり得る震災に係る問題についても、引き続きフリーダイヤル（震災 法テラスダイヤル）において、解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介を行う。</p> <p>○被災地出張所において、消費者庁・地方自治体と連携して、専門家によるワンストップのよろず相談会を継続実施する。</p> <p>○引き続き、関係機関と連携・協力し、自殺要因となる問題に対する相談会を実施する。また、民事法律扶助及び東日本大震災法律援助事業の更なる周知に努め、問題を抱えている方に対し、同制度を活用しての問題解決を図る。</p> <p>○インターネット広告及びパンフレットやリーフレット等の配布等を実施し、法テラスの認知度の向上と業務内容の理解を促す。</p>
(6) 危険な場所、薬品等の規制等	厚生労働省	<p>○毒薬及び劇薬について 各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱について確認、指導を実施。</p> <p>○毒物及び劇物について 自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に</p>	<p>○毒薬及び劇薬について 各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱について確認、指導を実施予定。</p> <p>○毒物及び劇物について 自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対す</p>

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
		対する販売を自粛するよう従来より事業者に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図っている。	る販売を自粛するよう従来より事業者に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図る。
	国土交通省	ホームドア等の整備や新しいタイプのホームドアの技術開発といったハード対策に対する支援を強化するとともに、旅客、駅員による視覚障害者等への積極的な声かけ等のソフト対策と合わせて、総合的な転落等の防止対策を進めた。	引き続き、ハード、ソフトの両面から総合的な転落等の防止対策を進める。
	警察庁	自殺のおそれがある行方不明者の発見活動を実施。	自殺のおそれがある行方不明者の発見活動の実施を徹底。
(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進	内閣府	○ 青少年の健全なインターネット利用を促進するため、保護者向け広報資料を作成・公開(平成 25 年 3 月)。 ○ 青少年のインターネット利用環境実態調査(平成 24 年 11 月)等の各種調査を実施。	○ 青少年の健全なインターネット利用を促進するため、広報資料の配布等を通じて、啓発活動を実施予定。 ○ 青少年のインターネット利用環境実態調査等の各種調査を実施予定。
	総務省	引き続きモデル約款条項等の適切な運用を支援。	25 年度においても、引き続きモデル約款条項等の適切な運用を支援。
	文部科学省	インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進。	引き続き、インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進。
	経済産業省	○ 望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の普及。 ○ 新たなインターネット接続機器等の利用状況調査の実施。 ○ フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援の推進。	○ 望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の普及。 ○ 新たなインターネット接続機器等の利用状況調査の実施。 ○ フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援の推進。
	警察庁	インターネット・ホットラインセンター、都道府県警察では、自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施。	インターネット・ホットラインセンター、都道府県警察では、自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施予定。
(8) インターネット上の自殺予告事案への対応等	内閣府	検索サイト管理者等との意見交換を実施。	引き続き、検索サイト管理者等との意見交換を実施予定。
	総務省	引き続きモデル約款条項等の適切な運用を支援。	25 年度においても、引き続きモデル約款条項等の適切な運用を支援。
	経済産業省	○ 望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の普及。	○ 望ましいフィルタリング提供のあり方を判断するための基準の普及。

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなインターネット接続機器等の利用状況調査の実施。 ○フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たなインターネット接続機器等の利用状況調査の実施。 ○フィルタリングに関する情報提供などの事業者による保護者支援の推進。
	警察庁	<p>都道府県警察では、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施。</p>	<p>都道府県警察では、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予防措置を実施予定。</p>
(9) 介護者への支援の充実	厚生労働省	<p>地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修を実施。</p>	<p>地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修を実施予定。</p>
(10) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（平成 24 年 10 月上旬から 11 月中旬） ○「インターネット人権相談受付窓口（子ども用）」を開設 ○専用相談電話「子どもの人権 110 番（フリーダイヤル）」を開設・全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間を実施（平成 24 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日まで） ○「子どもの人権 110 番」の受付時間延長等の取組強化を実施（平成 24 年 9 月 10 日から同月 16 日までを中心に実施） <p>これらの施策により、子どもたちがより相談しやすい体制を確立し、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（平成 25 年 10 月上旬から 11 月中旬） ○「インターネット人権相談受付窓口（子ども用）」を開設 ○専用相談電話「子どもの人権 110 番（フリーダイヤル）」を開設 ○全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間を実施（平成 25 年 6 月 24 日から同月 30 日まで） ○全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間を追加実施（平成 25 年 9 月 30 日から同年 10 月 4 日まで） <p>これらの施策により、子どもたちがより相談しやすい体制を確立し、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努める。</p>
	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について調査研究を実施。 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもと親の相談員」の配置に係る経費の補助をすることにより、学校における教育相談体制を充実。 ○子どもたちがいつでも悩みや不安を打ち明けられるよう、24 時間体制の電話相談を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について調査研究を実施。 ○引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「生徒指導推進協力員・学校相談員」の配置に係る経費の補助をすることにより、学校における教育相談体制を充実。 ○引き続き、24 時間体制の電話相談を実施。

自殺総合対策大綱の 項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」の実施。（平成 25 年 1 月、2 月） ○犯罪被害者の負担軽減等のため、各地域での関係機関による犯罪被害者支援の連携強化を働きかける取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」の実施。 ○犯罪被害者の負担軽減等のため、各地域での関係機関による犯罪被害者支援の連携強化を働きかける取組を実施予定。
	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者等に対する精神科医による支援を実施。 ○カウンセリング専門職員に対する専門研修への参加促進を実施。 ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託を実施。 ○被害者の心情に配慮した事情聴取等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者等に対する精神科医による支援を実施予定。 ○カウンセリング専門職員に対する専門研修への参加促進を実施予定。 ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託を実施予定。 ○民間被害者支援団体に対する性犯罪被害者支援業務の委託を実施予定。 ○引き続き被害者の心情に配慮した事情聴取等を実施。
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関に対して「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を周知、啓発。 ○児童相談所などの体制強化、専門性の確保・向上、相談機能の強化を図るとともに、一時保護所の体制強化等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設に向けた相談支援（協力可能な医療機関の情報の収集と提供）を実施予定。 ○児童相談所などの体制強化、専門性の確保・向上、相談機能の強化を図るとともに、一時保護所の体制強化等を実施。
(12) 生活困窮者への支援の充実	厚生労働省	<p>社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会において、新たな生活困窮者支援の方向性等について議論し、報告書を取りまとめ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特別部会報告書を踏まえ、新たな生活困窮者支援制度の構築を目的とした「生活困窮者自立支援法案」を第 183 回国会に提出し、審査未了により廃案となったところであり、可能な限り早期に、再提出することを予定。 ○また、平成 25 年度からは、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施し、新たな生活困窮者支援を試行的に展開。
(13) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知	厚生労働省	<p>自殺予防総合対策センターにおいて、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施。</p>	<p>引き続き、自殺予防総合対策センターにおいて、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施予定。</p>

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
	内閣府	内閣府及び自殺予防総合対策センターの Web サイトに、WHO「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知。	○引き続き、内閣府及び自殺予防総合対策センターの Web サイトに、WHO「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知。 ○マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を実施予定。
7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組			
(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実	厚生労働省	○精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」を実施。 ○自殺未遂者へのケアに関するガイドラインに基づいた研修を実施。	○精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」を実施。 ○自殺未遂者へのケアに関するガイドラインに基づいた研修を実施予定。
(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて実施する研修、事業のプログラムとして実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて実施する研修、事業のプログラムとして実施。
8 遺された人への支援を充実する取組			
(1) 遺族の自助グループ等の運営支援	内閣府	地域自殺対策緊急強化事業を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施。	地域自殺対策緊急強化事業を通じて、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施予定。
(2) 学校、職場での事後対応の促進	文部科学省	児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針を含む「平成 22 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」や、教育委員会等に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え方や留意事項を示した通知や、児童生徒の自殺の全体的な傾向を分析するため、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請した通知等について、各種会議等で周知。	児童生徒の自殺の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、教育委員会等への必要事項の周知等を実施予定。
	厚生労働省	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場の対応等を示したマニュアルを周知。	引き続き、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場の対応等を示したマニュアルを周知。
(3) 遺族等のための情報提供の推進等	内閣府	地方公共団体において、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布。	地方公共団体において、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布予定。

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
(4) 遺児への支援【再掲】	厚生労働省		児童相談所と関連機関で提供する自死遺児・保護者等に対する精神保健的支援・社会的支援を明らかにするための調査の企画及び実施。
9 民間団体との連携を強化する取組			
(1) 民間団体の人材育成に対する支援	内閣府	地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の人材育成への支援を実施。	地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の人材育成への支援を実施。
	厚生労働省	自殺予防総合対策センターにおいて国内外の情報収集、Web サイトを通じた情報提供を実施。また、自殺のハイリスク者の支援に関与する組織団体等への情報提供や研修への協力を実施。	自殺予防総合対策センターにおいて国内外の情報収集、Web サイトを通じた情報提供を実施予定。また、自殺のハイリスク者の支援に関与する組織団体等への情報提供や研修への協力を実施予定。
(2) 地域における連携体制の確立	内閣府	全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した優れた取組を紹介（平成 24 年 7 月 13 日）。	全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した優れた取組を紹介し、広く普及を促進する予定。
	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、 ①都道府県・政令指定都市等における自殺対策の取り組み状況に関する調査を実施し報告書を作成。 ②関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の活動を支援することを目的として自殺対策ネットワーク協議会を開催。 ③自殺予防総合対策の推進に学術面から寄与することを目的とした「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会」を発足。 ○各地域の関係機関が連携体制をつくる拠点となる「地域自殺予防情報センター」事業を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、 ①都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取り組み状況に関する調査を実施し報告書を作成。 ②関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の活動を支援することを目的として自殺対策ネットワーク協議会を開催。 ③「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会」の活動を、(1)加盟促進、(2)会員相互の交流の促進、(3)自殺対策発展のための提言づくりの 3 点を主軸にすることを決定、活動を進める。 ○各地域の関係機関が連携体制をつくる拠点となる「地域自殺予防情報センター」事業を実施予定。
	関係省庁		
(3) 民間団体の電話相談事業に対する支援	内閣府	地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の電話相談事業への支援を実施。	地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の電話相談事業への支援を実施。
	厚生労働省	自殺予防の電話相談事業を行う各種民間団体の活動に対して、助成した。	自殺予防の電話相談事業を行う各種民間団体の活動に対して、助成を実施予定。

自殺総合対策大綱の 項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援	内閣府	地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援を実施。	○地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援を実施。 ○「自殺多発地域（ハイリスク地）支援の在り方に関する調査」を実施予定。
	厚生労働省	先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施。	先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施予定。